

## 大河ドラマを活用した誘客促進事業委託業務 仕様書

### 1. 業務名

大河ドラマを活用した誘客促進事業委託業務

### 2. 業務目的

2026年NHK大河ドラマ「豊臣兄弟!」(以下「大河ドラマ」という。)において奈良が主要な舞台となることを踏まえ、ドラマに関連する事跡や歴史的遺産、関連市町村を含む県全体の魅力を多様な手段を用いて発信することで、大河ドラマの全国的な発信力と関連地域への誘客効果、消費効果をより一層向上させ、県内全体への誘客と周遊滞在を促進するとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

### 3. 委託期間

契約日～令和9年3月31日

### 4. 業務内容概要

主な業務は次のとおりとする。

- (1) 情報発信
- (2) 特設サイトの運用
- (3) 周遊企画・誘客促進
- (4) お土産ものの販売促進補助
- (5) プロモーショングッズの作成
- (6) イベント運営
- (7) 打合せ協議・事業実施報告書等作成業務
- (8) その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

### 5. 業務内容

本業務の詳細は次のとおりとする。

#### (1) 情報発信

##### ① SNS 運営業務

大河ドラマの放送内容に関する内容、県内関連スポットやイベント、観光地情報、公共交通機関情報など、幅広く情報発信するための専用SNSアカウントを運営する。

ただし、YouTube、Instagram、X、TikTok 等を活用する場合、本県が管理している既存アカウントを活用すること。新たなフォロワー獲得を目指した仕掛けを実施すること。

### 【内容】

- ・ SNS 番組を企画する。(TikTok、YouTube など)  
※令和7年度に制作した「ドラマは奈良にある」シリーズを参考にすること。
- ・ 市町村から提供された関連情報を発信する。
- ・ アンバサダー的人材を起用し、県と共同してアカウントを運用する。  
アンバサダーは、視聴者の興味関心を引くことや工夫が出来る人を 1 人または複数人起用する。

### 【アンバサダー例】

- ・ 令和7年度アンバサダー
  - ・ 人気のあるインフルエンサー、YouTuber
  - ・ 戦国時代、お城に詳しい人物
  - ・ 大河ドラマを極めている人
  - ・ 奈良県ゆかりの人物
- 
- ・ SNS での投稿頻度（テキスト、動画 等）は週 1 回程度とする。
  - ・ 動画を作成する際は、長尺および短尺の 2 種類を制作すること。  
長尺：15 分程度 短尺：30 秒～1 分程度
  - ・ 作成した短尺動画等は、SNS 広告やサイネージ広告等でもできる形式を採用すること。
  - ・ SNS 機能を活用した拡散施策を実施すること。  
例.)
    - ・ ハッシュタグキャンペーン
    - ・ フォトコンテスト（ゆかりの地めぐり、〇〇兄弟シリーズ、お土産 等）
    - ・ SNS 広告の展開等

### 【既存アカウント】

YouTube	<a href="https://www.youtube.com/@naraprefkoho">https://www.youtube.com/@naraprefkoho</a>
Instagram	<a href="https://www.instagram.com/narakankopuromo/">https://www.instagram.com/narakankopuromo/</a>
X	<a href="https://x.com/narakankopuromo">https://x.com/narakankopuromo</a>
Tiktok	<a href="https://www.tiktok.com/@narakankopuromo">https://www.tiktok.com/@narakankopuromo</a>

- ・ 上記以外のアカウント（アンバサダーのアカウント 等）で投稿・企画を実施した場合、実績（投稿数、閲覧数、インプレッション数 等）を月に 1 回程度、報告すること。

② 県民だより出稿業務

県民だよりに連載するために記事を作成する。記事作成にあたっては、テーマ決定、取材交渉、事実確認等の記事制作に係るすべての業務を実施する。

※令和7年12月発行号～令和8年3月発行号で掲載済の連載を参考にすること。

【内容】

実施回数：10回程度（令和8年7月～令和9年3月発行号 予定）

ページ：A4各1ページ カラー（4コマ漫画を含む）

③ 多様な媒体への掲載

大人向け旅行雑誌、子ども向け媒体、等でのPRを行う。

想定金額：5,000千円程度

【掲載先の例】

NHK公式ガイドブック、旅行ガイドブック、旅行情報誌、小学生新聞、Webメディア、テレビ番組、ラジオ番組 等

(2) 特設サイトの更新

・既存特設サイト「ドラマは奈良にある」（「あをによしなら旅ネット」内）を継続使用し、新規構築は行わないこととする。

・ドラマ進行に合わせた更新を想定し、放送スケジュールに応じ、関連史跡・人物解説等を随時更新する。

・パンフレット「ドラマは奈良にある」に掲載しきれなかった情報を掲載する。

【情報例】市町村情報、観光スポット、飲食・体験情報 等

・民間事業者（旅行事業者、ランドオペレーター、DMO 等）が造成・販売する旅行商品（秀長ゆかりの地を巡る旅行プラン・周遊ツアー等）の情報を収集し、掲載する。掲載にあたり、SNS 公告等での旅行商品のPRを実施すること。また、旅行商品の催行期間終了後または事業終了時点において、対象の民間事業者へ実績（催行の有無・参加者数及びその属性等）のヒアリング調査を実施し、調査結果を報告すること。

・SNS 投稿と連動した記事更新、SNS からの流入を意識した導線設計を行う。

・高頻度更新を前提とした運用体制を構築する。

・「あをによしなら旅ネット」の運営者と連携し、効果測定（PV 数・流入分析 等）を実施し、1か月に1回程度報告すること。

### (3) 周遊企画・誘客促進

令和7年度作成パンフレット「ドラマは奈良にある」への掲載スポット等を対象に、県内全域を範囲として周遊を促進できる企画を実施する。企画は複数とし、ターゲット層を明確にすること。

#### 【内容】

- ・体験性の高い仕組み（謎解き、ゲーム要素、学習要素等）を導入するなどして話題性のあるものを企画すること。
- ・周遊スポットは、5市町村以上（大和郡山市、高取町、宇陀市、桜井市を必ず含むこと。）とし、広域周遊の促進を見込むことができるスポット数を12箇所以上設定すること。
- ・企画の実施については、SNSやWeb等を活用した広報を実施し、参加者の確保、話題性を重視し、景品等を準備すること。
- ・公共交通機関を活用した誘客が見込めるPRを行うこと。

#### （例）

- ・企画列車、ラッピング車両。
- ・誘客促進につながる付加価値施策（内放送（キャスト音声等）、ノベルティ配布、車内トーク企画 等）を実施。
- ・駅構内、バス停等において、ドラマ及び観光情報を発信する常設型PR。

#### 【想定規模】

- ・期間：5ヶ月間以上（令和8年7月頃～令和9年1月頃）  
夏休み、秋の行楽シーズンなど多くの観光客が見込める時期を設定する。
- ・参加者：合計1万人程度

#### 【企画例】

- ・幅広い年代をターゲットとした広域周遊スタンプラリー
- ・歴史ファン層・コア層をターゲットとした謎解き企画

#### (4) お土産ものの販売促進補助

##### ① 関連するお土産ものの情報収集および情報発信

お土産もの事業者、小売店、飲食店、宿泊施設 等を対象とした豊臣秀長ゆかりの地としての商品・サービス情報を集約し、特設サイト・SNS で紹介をすること。

##### ② 事業者間連携の促進

お土産の作り手（製造事業者）と売り手（販売事業者）を結び付けるための情報発信を行うこと。（特設サイトへの掲載・SNS の活用・関連事業者への照会・商談会の実施等）

情報発信の際には、商品情報、製造背景、取引条件等を整理し、双方のマッチングにかかる事情に留意すること。また、新規取扱いや期間限定販売につながるよう、販路拡大を意識した情報提供を行うこと。

##### ③ 事業者とりまとめ

必要に応じて関連する事業者のとりまとめを行い、事務局機能（問い合わせ窓口の開設・対応等）を担う。

#### (5) プロモーションツールの作成

##### ① ロゴ管理業務

既存キャラクター及び関連ロゴの申請管理・運用を行い、事務局機能（問い合わせ窓口の開設・対応等）を担う。

##### ② グッズ制作

令和7年度に制作したロゴマーク等を活用したプロモーショングッズを制作する。

キャラクターおよびロゴマーク制作者とも連携し、ドラマ終了後も活用可能な汎用性の高いグッズを制作する。制作したグッズは、イベントでの配布、会場装飾などを想定すること。

景品用（3種類以上）

数量 計1,000程度

例 カプセルトイ、マスコット、御朱印ケース 等

配布用（2種類以上）

数量 計5,000程度

例 ホログラムステッカー、汗ふきシート 等

③ 「ドラマは奈良にある」別冊特集制作

「ドラマは奈良にある」別冊特集として、お土産もの、カフェ、飲食店等の特集した別冊冊子又は特集コンテンツを制作する。記事制作に係る許可取り、取材、ページデザイン等の業務も含む。

規格：A5版、8ページ以上の製本（中綴じ）

数量：60,000部 程度

印刷色：両面フルカラー

発送箇所数：約120か所

④ 「ドラマは奈良にある」パンフレット増刷

令和7年度に制作したパンフレット「ドラマは奈良にある」をもとにして、必要部分を編集、差し替え対応の上、増刷を行う。

規格：A4版、16ページの製本（中綴じ）

数量：180,000部 程度

印刷色：両面フルカラー

発送箇所数：約120か所

鉄道事業者とも連携し、駅への配架調整をおこなうこと。

(6) イベント運営

① 県内・県外イベントへのブース出展・運営

ブース内容は、誘客が見込めるとともに事業のPRとなる内容とすること。出展するイベントは本県と協議の上で決定する。イベント運営には、参加者アンケート等を実施し、報告すること。

【例】

秀長ゆかりの地でのイベント、城まつり、旅行博、その他観光イベント等においてPRブースを展開する。

内容例：パンフレット・ノベルティ配布、抽選会、SNS フォローキャンペーン 等  
想定金額：合計5,000千円程度（出展料、運営費を含む。）

想定回数：県内イベント 3回程度

県外イベント 5回程度

② 関連自治体と連携した広域プロモーション業務

NHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」の舞台となっている、愛知県・滋賀県と連携した周遊企画を実施する。

【内容】

- ・ 3県連携で実施する周遊企画

金額：3,000千円

(7) 打合せ協議・事業実施報告書等作成業務

本業務を遂行するにあたり、随時必要に応じて打合せ協議を実施すること。なお、打合せ協議後には会議議事録を作成し、奈良県の承認を受けて提出するものとする。また、業務実施後は実施内容等を取りまとめた事業実施報告書等を作成すること。

(8) その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

その他、本事業をより効果的に推進するために必要な業務を実施する場合については、奈良県の指示に従い実施すること。

なお、上記(1)～(8)の業務に関する具体的な内容については奈良県と協議のうえ決定することとし、実施にあたっては奈良県の指示に従うこと。

6. 業務完了報告

受託者は、業務実施に係る実績を業務完了報告書として作成し、提出すること。業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- ・ 委託業務の実施内容
- ・ 委託業務の成果
- ・ 広報PR成果品（すべての広報PRに関する成果をPDF、USBなどで提出）
- ・ 委託業務の実施により得られた成果物
- ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、県の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

## 8. 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。

なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

## 9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、原則として以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、発注者である県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

## 10. その他事項

### (1) 再委託について

業務の全部、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し承認を得ること。ただし、委託契約の主たる部分ではないもので、再委託金額が100万円未満のもの、又は印刷費、会場借料（設備費・設営費を含む）、運送・保管費、通訳費、翻訳費、その他これに類するものについては、この限りではない。

### (2) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 実施体制について

当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。

(4) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

i) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

ii) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

iii) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(5) その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県と協議の上、最終的には県の了解を得て実施すること。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。